

令和 5 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

政策評価の活用及び根拠法令	1
1. 主計局における活用状況	2
2. 主税局における活用状況	4
3. 関税局における活用状況	6
4. 理財局における活用状況	8

政策評価の活用及び根拠法令

〔政策評価の活用〕

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、評価を行った行政機関が自らの政策に適切に反映させるほか、予算の作成や税制等に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならないものとされている（政策評価法 3 条及び 4 条）

〔財務省における政策評価の活用〕

- (1) 財務省においても、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めることとされている（財務省 政策評価に関する基本計画第 8 章第 2 節）
- (2) 財務省は、各府省が行う政策評価を、具体的に次の分野で活用
 - ・ 予算編成過程において、概算要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 財政投融资計画において、財投要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 税制改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
租税特別措置については、総務省のガイドラインで定められている様式の評価書を添付
 - ・ 関税改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用
- (3) 財務省政策評価懇談会（3 月）で、上記のそれぞれの主な活用状況について説明
また、予算編成における P D C A サイクルの取組みは、予算案の国会提出時に財務省ウェブサイトに掲載

1. 主計局における活用状況

政策評価の結果の反映状況

各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の必要性・有効性・効率性等について検証を行い、的確に反映。

◆ 主な反映事例

厚生労働省

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること（うち、産業保健活動総合支援事業費補助金）

【反映額：▲2億円】

<事業の概要>

事業場における産業保健活動の活性化を図るためストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組に対して、小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、助成金等の各種支援を行う。

<政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】

<目標>

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合

令和3年度：75.7%

<実績>

令和3年度：59%

【政策評価結果のポイント】

ストレスチェック制度が義務付けられている労働者数50人以上の事業場においては、90%以上の割合でメンタルヘルス対策に取り組まれている状況である。一方で、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場では56.1%である。

そのため、引き続き労働局・労働基準監督署による助言・指導や産業保健総合支援センターによる相談などの支援等に取り組むとともに、特に、労働者数50人未満の事業場への支援を行っていく必要がある。

<予算への反映内容>

小規模事業場（労働者数50人未満）でのメンタルヘルス対策等の取組が進むよう、交付先を小規模事業場から商工会、同業組合等の事業者団体等に変更することで、小規模事業場自らが産業医等と契約を締結することなく、産業保健サービスの提供を受けることができるようにするなど助成金の仕組みを見直すとともに、事業の進捗状況を見直し踏まえ所要額を精査したことにより、予算額を縮減した。

環境省

資源循環政策の推進（うち、小型家電リサイクル推進事業費）

【反映額：▲0.5億円】

<事業の概要>

市町村の実情・課題や関係主体の連携による使用済小型家電の回収、小型家電リサイクル制度の認知度向上等に関する知見を元に、使用済小型家電の回収量の増加や横展開等の対策の実効性を高める。

<政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】

<目標>

小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量

令和5年度：14万t

<実績>

平成30年度：10.04万t

（参考）令和元年度：9.88万t

令和2年度：10.25万t

【政策評価結果のポイント】

小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量における指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。

<予算への反映内容>

市町村による回収だけでなく、認定事業者による他の回収方法への支援を強化するとともに、横展開や普及啓発の方法を再整理するため、これまで計上していた「優良事例等の整理・発信」、「普及啓発」等に係る経費を一旦廃止又は減額した上で、新たに政策目標を達成するための有効な手段を検討するための予算（各関係主体のコミュニケーションの促進方策の検討）を計上することにより、予算額を縮減した。

2. 主税局における活用状況

令和5年度税制改正における政策評価等の活用について

- 租税特別措置の拡充・延長について要望を行う場合には、各省庁は、政策評価(事前評価)を行っている。総務省は、政策評価書の内容を点検し、「効果に関する分析・説明が不十分な評価書」等を公表している。
 - 財務省は、毎年度、法人税関係の租税特別措置の適用件数・適用金額・適用状況の偏りといった適用実態の調査を実施して「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を作成するものとされており、内閣は、当該報告書を国会に提出するものとされている。
- ⇒ 税制改正プロセスでは、各省庁による政策評価、総務省による政策評価の点検結果や財務省の適用実態調査の結果を活用して、租税特別措置の必要性や政策効果を精査している。
- 令和5年度税制改正では、法人税関係租税特別措置(27項目)の見直しを行い、その大部分について、廃止または縮減を伴う見直しを行う。

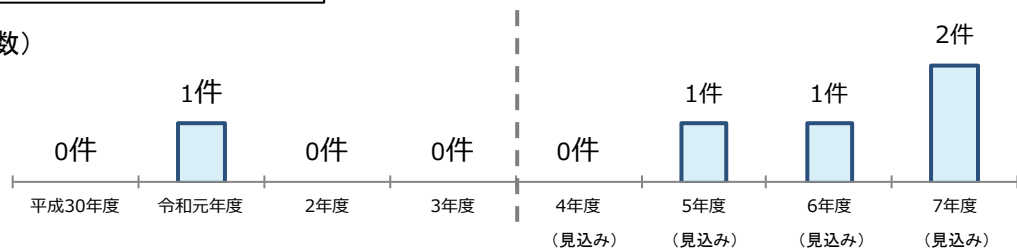
<廃止した事例>

◆ 港湾の私有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置

措置の内容：令和2年3月31日までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った私有の護岸、岸壁及び棧橋について、22%又は18%の特別償却。

国土交通省による政策評価(抄)

(適用件数)



本特例措置の適用を受けた耐震改修事例は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書並びに、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、令和元年度に1件あることを確認している。また、本特例措置の適用には至らなかったものの、港湾管理者及び護岸等を所有する民間事業者へのヒアリングにより、本特例措置の適用を前提に耐震改修を実施した事例が令和2年度に1件あることを確認している。これは、護岸等を所有する民間事業者の経営状況によっては、本特例措置による特別償却を実施しない方が経営上、有利と判断される場合があるためである。しかし、本特例措置をインセンティブとして、耐震改修工事に着手し、完成させたものであるため、本特例措置の直接的効果と言える。

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(令和4年11月 総務省行政評価局)

総務省の指摘の要旨

- ・ 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由について、他の政策手段との比較を踏まえた分析・説明が不十分。
- ・ 過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果について、分析・説明が不十分。

⇒ 政策評価等を踏まえ、措置の必要性などの精査を行った上、**期限の到来をもって廃止。**

3. 関税局における活用状況

令和5年度関税改正における政策評価の活用

政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、各要望府省に対し、要望措置の必要性、要望措置による効果・妥当性等、政策の評価内容を記載した関税改正要望書の提出を求め、その内容を踏まえて検討を行うなど、関税改正における政策評価の活用を図っている。

具体的な事例

- 関税改正要望：航空機部分品等の免税制度の適用期限の延長<経済産業省>

経済産業省政策評価書 政策2 産業育成 施策2-1 ものづくり

《政策目的》

- ・ 国内製造業がグローバル競争に勝ち抜いていく上で必要な環境整備を実施し、国内製造業のものづくり機能の高度化によって、グローバル競争に向けた競争力を強化。

《評価結果のポイント》

【目標達成度合いの測定結果】

「製造業の生産性向上の伸び率」は新型コロナウイルス感染拡大等の影響により前年度実績および目標値を大きく下回ったが、我が国のGDPに対する製造業の比率は概ね横ばいの傾向。

【施策の分析】

幅広い産業に影響をもたらす航空機分野、宇宙分野などの個別産業分野における競争力を維持・強化するための取組を実施した。

【次期目標等への反映の方向性】

航空・宇宙産業等の個別分野における先進的な取組への支援等を行う。

《評価結果を踏まえた要望事項の検討》

- 本制度を利用した輸入額は、619億円（平成29年度）、729億円（平成30年度）、745億円（平成31年度）、398億円（令和2年度）、214億円（令和3年度）であり、直近の実績は新型コロナウイルス感染症等の影響もあり低調だが、総じてみると安定的に利用されている。
- 航空機の国際共同開発において、本邦企業が一定の製造分担割合を確保。また、今後の次世代機の開発における更なる製造分担割合の確保等に向け、本制度の延長によるコスト低減は、本邦企業の国際競争力の強化に資する。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022について」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（いずれも令和4年6月7日閣議決定）において、航空・空港関連企業の経営基盤強化や国際競争力強化に向けた取組を進めるとされている。

○ 検討結果

- ・ 航空宇宙産業の新しい技術開発や事業化を支援する政策である本制度は、グローバル競争に向けた競争力強化という政策目的の達成に効果的、効率的に寄与する手段であると考えられる。
- ・ 令和5年度関税改正において、航空機部分品等の免税制度の適用期限を3年間延長することとした。

4. 理財局における活用状況

令和5年度財政投融资計画編成 における政策評価の活用

要求の審査にあたり、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用し、政策的必要性、民業補完性、事業等の有効性、償還確実性等の観点から検証を行い、財政投融资計画に的確に反映。

◆ 主な活用事例

《日本私立学校振興・共済事業団》

- 成長分野への学部再編等に対する貸付事業

<施策の概要>

- デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、教育環境充実資金の貸付期間延長（5.5年以内→10年以内）や施設整備における期間30年貸付の金額要件（融資契約額10億円以上）の適用除外により融資制度を拡充し、大学の学部再編等を支援。

<要求省庁・機関における政策評価>

① 政策的必要性

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）等を踏まえ、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて学部再編等を行う大学等を対象に国の政策目標を事業団の貸付事業によって補完するものであり、政策的必要性は高い。

② 民業補完性

成長分野への学部再編等は一般的に、一時期に多額の支出を伴うため、大学等が借入れにより資金調達を行う場合には、その費用負担を将来にわたり分散・軽減させる観点から長期・低利の資金を希望するところ、こうした融資には民間金融機関は慎重な対応となる場合が多く、このため民業補完性を有する。

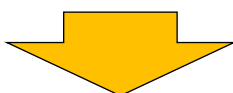
③ 有効性

「教育環境充実資金」は、教育改善等に取り組むために必要な資金を対象とする制度であり、学部再編等時には相当の支出増が見込まれることを考慮すると、貸付期間を延長し年間の返済負担を軽減することは有効である。

また、施設整備借入における金額要件の適用除外も年間の返済負担を軽減するものであり、学部再編等のための施設整備を推進するうえで有効である。

④ その他（財務の健全性への影響等）

貸付先の学校法人の経営状況等を十分検討し、審査を行った上で資金を貸し付けるとともに、期間30年貸付については他の貸付制度と比較して長期かつ貸付額が多額である点を踏まえ、モニタリング体制を強化しており、償還確実性に問題はない。



<理財局における政策評価>

✓ 政策的必要性（①）について

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、人材育成を強化する観点から大学の学部再編等に対して学部再編に要する初期投資や再編後の当面の運営経費に対する継続的な支援を行うことで大学の学部再編を促進する、とされている。これに対し当該事業は、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組むための金融支援策であり、成長分野への学部再編等を通じて人への投資を強化し、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成を図り、もって将来を担う人材の育成や新技術の開発及び新産業の創出等、我が国の発展に寄与することが期待し得るものであることから、政策的必要性が認められる。

✓ 民業補完性（②）について

成長分野への学部再編等は、検討準備段階から学部等が完成するまでに長期間が必要であり、また、既設学部の整理に要する経費など収益に直結しない支出も伴うことから、民間金融機関からの資金調達のみでは対応が困難な場合も考えられる。加えて、政策的に支援が必要な学部再編等に対して基金からの財政支援を行うこととしており、財政投融資を活用した金融支援を基金の支援対象分野に限定することにより、民業補完性を確保している。

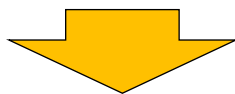
✓ 有効性（③）について

財政融資資金を活用し行う「教育環境充実資金」の貸付期間延長や施設整備借入における金額要件の適用除外は、学部再編時に要した費用の年間返済負担の平準化を図る効果をもたらすことから、大学・高専等の学部再編を支援するために有効性が認められる。

✓ その他（財務の健全性への影響等）（④）について

私学事業団の貸付事業については、審査体制の充実を図り担保を徴求していることに加えて、資金調達コストに事務費等の必要な経費を上乗せして貸付を行っており、一定の収益を確保している。

また、貸付債権におけるリスク管理債権の比率も低く、債権回収においても特段の問題は生じておらず、令和3年度決算においては利益剰余金 27 億円を含む純資産 1,167 億円を計上しており、財務の健全性は保たれていることから、財政融資資金の償還確実性に問題はないと考えられる。



<政策評価の結果>

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成は重要課題であり、成長分野への学部再編等に対する金融支援は政策的必要性等が認められることから、令和5年度財政投融資計画において、融資制度を拡充するとともに必要な資金需要に的確に対応可能な十分な規模を措置し、人への投資を重点的に支援することとした。

《株式会社日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)》

○ 農林漁業者等への融資業務

<施策の概要>

- 農林漁業者等に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金を供給。

<要求省庁・機関における政策評価>

① 政策的必要性

農林漁業は、①自然条件や病虫害等の影響を受けやすい、②経営規模のわりに大きな資本設備が必要なため投下資本の回収に長期を要する、③製造業と比較し生産サイクルが長い農林漁業の経営形態に応じた経営内容を判断できる専門的知識が必要、④物的担保（農地や漁船など）は市場流動性が低く担保評価額が低いという特性がある。

このような農林漁業の特性を踏まえると、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）に示された、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造の確立といった農林漁業施策の展開に的確に対応していくためには、金融・税制・補助金・規制など様々な政策手段を組み合わせる支援していく必要があり、政策手段の一つとして、公庫による長期・低利の融資制度による金融支援が必要である。

② 民業補完性

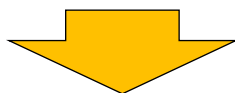
民間金融機関は、上記の農林漁業の特性によるリスク評価の困難性や貸付原資が比較的短期の預貯金であるといった資金調達構造等から、農林漁業向け長期融資に必ずしも十分に対応できておらず、公庫が金融機能を果たすことによって民業を質的に補完している。

③ 有効性

農林漁業の持続的かつ健全な発展及び食料の安定供給の確保のためには、長期・低利資金による融資が有効であり、財政融資資金を中心とした低利で安定的な資金調達が必要である。

④ その他（財務の健全性への影響等）

融資に際しては、相談者の経営実績や事業に対する意欲、収支・償還計画の実現可能性等について十分な審査を行い、必要な債権保全策を講じるとともに、融資後においても融資先の業況を継続して把握し、償還確実性の確保に努めている。



<理財局における政策評価>

✓ 政策的必要性 (①) について

農林漁業の特性を踏まえた政策的な要請によるものであり、財政投融资による長期の資金調達に裏打ちされた長期融資は、「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)に示された効率的かつ安定的な農業経営の育成及び、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立といった農林漁業施策の展開に的確に対応していく上で、政策的にも真に必要不可欠であり、政策的必要性が認められる。

✓ 民業補完性 (②) について

民間金融機関においては、農林漁業の特性によるリスク評価の困難性や貸付原資が比較的短期の預貯金であるといった資金調達構造等から、農林漁業向け長期融資に必ずしも十分に対応できていない中、財政融資資金を貸付原資として農林漁業者の資金調達を支援するといった金融機能を果たすものであり、民業補完性が認められる。

✓ 有効性 (③) について

農林漁業の特性や民業補完性を踏まえれば、公庫が、農林漁業の持続的かつ健全な発展及び食料の安定供給の確保に必要な長期・低利資金の貸付原資として融資期間に応じた低利資金を継続的に調達するためには、財政融資資金を中心とした低利で安定的な資金調達が必要である。更に、政策金融は、融資であることから財政負担が小さく、また、事業者の自主的な判断を尊重した政策誘導が行われるため、農林漁業者の創意工夫を活かし経営発展を促す効果が期待されるといった点で優れた政策手法であり、有効性が認められる。なお、公庫においては、金融支援に加えて、政策目的の最大化が図られるよう、非金融支援として、農・林・水産業経営アドバイザー制度等のコンサルティング業務をより推進し、農林漁業者を伴走支援することとしている。

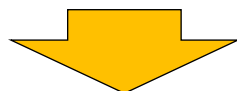
(参考) 本事業の成果、社会・経済的便益の例

- (1) 認定農業者の経営改善を支援する農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)においては、認定農業者全体の14%、法人経営に限れば35%が利用しており、地域農業の担い手の経営改善に大きく貢献。2年度の融資実績(6,520先、2,839億円)では、融資期間中に1兆7,696億円の収入増、3,923億円の所得増の効果が見込まれる。
- (2) 林業融資においては、2年度末時点で融資残高がある林業経営体1,445先の管理する人工林面積は118万haと見込まれ、表面浸食防止機能や水質浄化機能といった多面的・公益的機能の経済効果は3.3兆円と推計される。
- (3) 漁業融資においては、融資対象漁船から1,100千t(生産額2,118億円)の水産物が生産され、全国生産量の34%を占めると推計される。

等

✓ その他(財務の健全性への影響等) (④) について

融資決定の際の十分な審査及び融資後の適切なフォローアップ等の実施により、償還確実性が確保されており、特段の問題は認められない。



<政策評価の結果>

農林漁業の持続的かつ健全な発展や食糧の安定供給の確保が重要な課題である中、公庫が金融機能を果たすことにより民業を質的に補完する政策的必要性が認められ、また、長期・低利の金融支援を行うための原資として、財政融資資金の活用は有効であることから、令和5年度財政投融资計画において、農林漁業者等の資金需要に的確に対応するために十分な事業規模を確保するとともに、これに必要な資金として、財政投融资を措置することとした。